

「留学」取得見込みの方および

初めて日本に入国する方対象**2022年3月以降の新規入国に向けた
渡日支援制度支給について**

概要	2022年3月1日から、日本国への観光目的以外の外国人の新規入国が認められるようになりました。本学の留学生が対面での授業や研究活動に参加できるよう、2020年度から継続して渡日支援制度を実施してきました。今回についても、日本への入国後最大8日間の隔離費用について経済的支援を行います。
支援対象	最長7泊8日間の自主隔離で利用するホテル宿泊費 ※ホテルキャンセル費、PCR検査費、移動交通費（ハイヤー・タクシー含む）、食費、クリーニング代等を除きます。 ※支援対象は、日本政府による水際対策の内容に応じて変更となる場合があります。
支給金額	1人当たり上限5万円
支給対象者	<p>本学の正規課程に在籍している在留資格「留学」取得予定の学部生・院生で、以下の条件①～④の全てを満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①2020年度、2021年度、2022年度中の入学生 ②新規に立命館大学を通じて「留学」のCOE・査証を取得して、日本に入国するもの ③新規渡日手続きWEBシステム（AMARYS）からホテル等を予約したもの ④2020年度以降に実施している渡日支援制度を受けていないもの <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に在留資格を有している状態で日本から出国し、再度日本に入国（再入国）する場合は対象外です。 ・再入国許可をもって日本を出国した後、日本に戻って来ることができずに在留期限が経過し、新たな在留資格認定証明書（COE）および査証を取得した者も対象外です。 ・本学入学前に日本語学校や他大学に在籍しており、在留資格「留学」を取得済の者は、以下の【Q&A12】を確認してください。
申請方法	新規渡日手続きWEBシステム（ AMARYS ）から宿泊希望を選択して下さい。
申請期間	日本政府により当該水際対策と同等の措置が継続される期間
支給方法	渡日手続WEBシステム（AMARYS）を通じて手配する宿泊を予約すれば、所定の金額が差し引かれ、残りの金額がJTBより本人に請求されます。
問合せ先	<p>立命館大学国際センター 渡日支援担当 tonichi@st.ritsume.ac.jp （土・日・祝日は返信できません） ※メールを送る際は、タイトルに『<u>学生証番号（受験番号）、学部・研究科名、氏名、渡日支援質問</u>』と書いて下さい。 ※問合せの回答には1週間程度、必要になる場合があります。 ※本要項およびQ&Aをよく読み、できるだけご自身にて判断ください。</p>

申請にあたっての注意事項

日本政府の水際対策で決められた事項（誓約書や入国後の自主隔離等）を遵守していなかったことが発見された場合は、支援を取り消し、支援金の返還を求めます。

【日本語版】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000863645.pdf>

【English Ver.】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000863646.pdf>

- 申請内容を確認するために、追加で資料提出を求めたり、確認のための連絡をすることがあります。すぐに対応しない場合、支援金をお支払いできない場合があります。
- 虚偽申請は、大学の懲戒対象となる可能性があります。また、虚偽申請が発覚した場合は、支援金の返還を求めます。
- 本支援を受けた場合、事後に本学が実施する学生生活に関する調査（アンケート）に協力いただく場合があります。
- 入国後、在留カードコピー（画像データ）を必ず提出いただきます。

<個人情報の取り扱いについて>今回提出される領収書やカード利用明細等の情報は、当該支援金の給付判断過程に利用します。また、今後の奨学金の募集案内においても利用する場合があります。あなたの情報は、この利用目的の範囲内においてのみ利用されます。

Q&A

【Q1】 2020年度にも同様の渡日支援をいただきましたが、今回も同様に支援を受けることができますか？

【A1】 今回は、2020年度以降の新生で、入学後一度も日本に来ることができていない留学生が対象です。これまで渡日支援と同様の支援を受けたことがある皆さんは対象外になります。

【Q2】 立命館大学独自で実施している、「立命館大学 緊急学生支援金」や国による「学びの継続のための学生支援緊急給付金」と併給は可能ですか？

【A2】 可能です。

【Q3】 支給対象となる宿泊の予約をしたいのですがどうすればいいですか。また、支援給付に必要な手続きはないのでしょうか？

【A3】 新規渡日者は、AMARYSのページより宿泊希望のチェックを入れてください。

その他、申込書等の提出は不要です。当該支援金が差し引かれた残りの金額が、JTBより留学生本人に請求されます。

【Q4】 待機期間の短縮のために、3日目にPCR検査を受けたいです。支援の対象になりますか？

【A4】 宿泊費のみが今回の支援金の対象ですので、PCR検査等は個人負担となります。PCR検査を受けず、最大8日まで宿泊する場合も、5万円が補助金額上限となります。

【Q5】 AMARYSから申し込みれば必ず採用になりますか？

【A5】 入力された情報に基づき審査を行います。不備がなければ支援の対象となります。

【Q6】 結果は、どうやって分かりますか？

【A6】 支援が決定した方には、JTBからの請求金額から既に差し引きされた金額が請求されます。個別採用通知等を行いませんので、請求費用から確認してください。

【Q7】 自主隔離の後の移動費用は支援対象ですか？

【A7】 自主隔離終了後の移動費は含まれません。

【Q8】 ハイヤーを利用したいのですが、補助は受けることができますか？

【A8】 今回の水際対策では一定の条件のもとで、空港から待機施設まで公共交通機関の利用が可能です。よって、ハイヤーについては支援対象外となります。

※公共交通機関の利用については、①必要最小限のルートに限定して、②空港検疫での検査（検体採取）後24時間以内までは、公共交通機関の使用が認められます。

【Q9】 自分で宿泊するホテルを予約したいのですが？

【A9】 新規入国に必要な受付済証の発行対象は、本学ではJTBを通じて予約したホテルに滞在することを条件としております。自宅、知人、友人、親戚宅、自分自身で手配したホテル等で自主隔離はできません。AMARYSからの予約で発生したホテル費用に対してのみ、支援金が充当されます。

【Q10】 ホテル宿泊費には何が含まれますか？

【A10】 最長8泊9日間のホテル宿泊費のみが含まれます。食事サービスやクリーニングを利用した場合は、チェックアウト時に自費で精算を必ず行ってください。

【Q11】 休学中（もしくは留学中）でも対象になりますか？再入学は対象になりますか？

【A11】 休学中（留学中）でも支給要件を満たせば対象となります。再入学は対象外です。

【Q12】 本学入学前に日本語学校や他大学に在籍しており、在留資格「留学」を取得済の者は対象となりますか？

【A12】 入学した時点ですでに在留資格「留学」を持っている者は、対象外です。例外として、日本語学校や他大学を卒業してから本学に入学するまでしばらく時間がある等の理由で一旦母国に帰り、かつ、在留資格「留学」が失効（もしくは、母国に帰る際に空港で在留カードを返納）し、立命館大学を通じて改めて在留資格認定証（COE）の申請を行った方は対象となります。